



特別支援教育サービス | アラバマ州教育省

アラバマの手続上の保護措置と特別支援教育の権利

ALSDE承認：2023年11月





アラバマ州教育委員会

Gov. Kay Ivey	委員長
Jackie Zeigler	第1地区
Tracie West	第2地区 副委員長
Stephanie Bell	第3地区
Yvette M. Richardson (教育博士)	第4地区
Tonya S. Chestnut (教育博士)	第5地区 委員長代行 (暫定)
Marie Manning	第6地区
Belinda McRae	第7地区
Wayne Reynolds (教育博士)	第8地区
Eric G. Mackey (教育博士)	書記 兼 執行役員

アラバマ州教育省、Eric G. Mackey、教育長

アラバマ州教育委員会およびアラバマ州教育省は、人種・肌の色・障がいの有無・性別・宗教・国籍・本プログラムにおける年齢・活動・職業による差別をせず、ボーイスカウトやその他指定のユースグループに等しく参加できるよう働きかけます。不当差別禁止方針に関するお問い合わせは、次の担当者が責任をもって対応いたします：アラバマ州教育省Title IXコーディネーター、P. O. Box 302101, Montgomery, AL 36130-2101、電話番号 (334) 694-4717



アラバマの手続上の保護措置と特別支援教育の権利

事前通知	2
保護者の同意	3
独立した教育評価.....	5
紛争解決手段	6
記録へのアクセス権	18
お子様の権利.....	20
懲罰.....	22

個別障害者教育法（IDEA）および州法は、そうした特別支援教育サービスを受ける資格のあるお子様が持つ特定の権利を示すものです。これらの権利の写しは、1年に1回のみ保護者に配布する義務がありますが、例外として以下の場合も配布義務が生じます。

1. 保護者が初めてこの権利を照会する、または保護者の請求に応じて評価を実施した場合
2. 学期中に州に対して初めて苦情を訴えた場合
3. 学期中に適正な手続き公聴会の開催を初めて請求した場合
4. 配置転換の要因となる懲戒処分が下された場合
5. 保護者から請求された場合

あなたの有する権利を以下に説明します。これらの権利のいずれかに関するより詳細な説明を希望する場合は、学校長、学校システムの特別支援教育コーディネーター、または学校の管轄の教育長までご連絡ください。権利の写しをご希望の場合や不明点がある場合、相談の場の設けたいなどのご要望は、地域の公的機関までお問い合わせください。

事前通知

学校は、次の出来事までに相当する期間内に書面（指定の情報を文書化したもの）を通知する義務を負います。

1. お子様の本人確認、評価、教育上のクラス分け、無料で受けられる適切な公教育（FAPE）の準備の実施または変更に関する提案。
2. お子様の本人確認、評価、教育上のクラス分け、FAPEの準備の実施または変更の拒否。

書面通知には以下の内容を明記する必要があります。

1. 公的機関が実施または拒否する行為の説明。
2. 公的機関がその行為を実施または拒否しようとしている理由の説明。
3. 評価手続き・考査・記録の明記、またはその行為を実施・拒否する際に使用した判断要素の説明。
4. IDEAの手続上の保護措置の規定の下で受けられる保護に関する声明および本通知が評価に利用される最初の照会情報でない場合は、手続き保護の写しを入手できる手段。
5. IDEAの理解に役立つ連絡先の記載。
6. お子様の個別教育プログラム（IEP）チームが検討したその他の選択肢とそれらの選択肢が却下された理由の説明。
7. 公的機関がその行為を実施または拒否した理由に関する説明。

理解しやすい言語での通知

事前通知は以下を満たす必要があります。

1. 一般に理解可能な言語で作成されている。
2. 明らかに不可能な場合を除き、あなたの母語またはあなたの使用するその他の意思伝達手段で提供される。

あなたの母語またはその他の意思伝達手段が無文字言語である場合、公的機関は以下を満たす必要があります。

1. 通知は、口頭、またはその他の方法であなたの母語や意思伝達手段に翻訳されている。
2. あなたが通知の内容を理解している。
3. 第1・2段落の条件を満たしていることを示す証拠が文書化されている。

公的機関が保護者に対し、電子メールによる文書の受け取りを提案した場合、書面通知よりも先に電子メールで通知を受け取ることを選択できる。

書面通知が配布されるのは、お子様が通常の卒業証書で高校を卒業した時、もしくは無料の適切な公教育を受ける資格のある年齢を超えたために退学する時です。

個別障害者教育法

（IDEA）は、特別支援教育および関連サービスによってお子様と若者向けプログラムの作成を支援する州法です。

元々は、**障害者基本法**（1975年成立）として知られていた法律です。

無料の適切な公教育

（FAPE）とは、独自のニーズと障害を持つ生徒が、それ以外の生徒と同質の教育を受けられるようにすることです。障害を持つ生徒が障害を持たない生徒から必要な時に学べることがあると考えられます。

保護者の同意

公的機関は、次の時期にあなたから書面のインフォームドコンセントを受け取る必要があります。

1. 初期評価を実施する前
2. 特別支援教育および関連サービスを初めて実施する前
3. 再評価の一部として追加データを獲得する前

「保護者の同意」の定義

「同意」は以下の意味です。

1. 保護者は、同意しようとしている行為に関するあらゆる情報について、母語またはその他の意思伝達手段（サインランゲージ・点字・オーラルコミュニケーション）による完璧な情報提供を受けている。
2. 保護者はその行為を書面で理解および同意しており、同意書にはその行為が記述されており、開示予定の記録が掲載されている（該当する場合）。
3. 保護者は、同意が保護者の自由意思による判断であり、いつでも撤回できることを理解している。
4. お子様特別支援教育および関連サービスを受け始めてから保護者の同意が撤回された（取り消された）場合は、それを書面に反映させなければならない。
 - a. 同意の撤回は、同意の提示後に実施した行為を無効化（取り消し）するのではなく、撤回前の行為を無効化する。
 - b. 学校は、あなたが同意を撤回した後にお子様を受けた特別支援教育および関連サービスの照会情報を削除するために、お子様の教育の記録を修正（変更）する必要はない。

初期評価に対する保護者の同意

公的機関は、「事前通知」と「保護者の同意」の項目に記載された通り、初期評価の実施に関する事前通知をあなたに提供し、あなたの同意を得るまでお子様がIDEAの下で特別支援教育および関連サービスを受ける資格を有するかどうかの判断のために初期評価を実施することはできません（評価の一環として考査が必要な場合）。

公的機関は、お子様が障害を持つ生徒に該当するかどうかを判断するための初期評価に対するインフォームドコンセントを得るために、合理的な努力をしなければなりません。

あなたが初期評価に同意しても、学校がお子様に特別支援教育および関連サービスを提供し始めることにも同意したものとみなされません。

お子様が公立学校に入学し、またはお子様を公立学校に入学させることを検討中であり、且つあなたが初期評価の実施を拒否または初期評価の実施要請に回答できなかった場合、公的機関はIDEAの調停制度を利用した初期評価の実施、または適正な手続きによる苦情申し立てのために努力することができますが、その義務は負いません。

公的機関は、このような状況下でお子様の評価を実施しようとしなければ、お子様の住所や身元を特定し、評価する義務に違反することはありません。

お子様が孤児院にいる場合の初期評価に対する同意

生徒が孤児院に居て保護者と同居していない場合、公的機関は、次の条件において生徒が障害を持っているかどうかを判断するための初期評価に対する保護者の同意を得る必要はありません。

1. 同意を得るための合理的な努力を行った上で公的機関が生徒の保護者を見つけられなかった場合。
2. 州法に従い親権が停止している場合、または、保護者以外の人物に対して教育的な決定権を付与する判決が下されており、その人物が初期評価に同意した場合。

公的機関は、初期評価に対するインフォームドコンセントを得るために合理的な努力をし、お子様が障害を持つ生徒に該当するかどうかを決定します。

サービスに対する保護者の同意

公的機関は、お子様に対して初めて特別支援教育および関連サービスを提供する前に、あなたのインフォームドコンセントを得る必要があります。

公的機関は、お子様に対して初めて特別支援教育および関連サービスを提供する前に、あなたのインフォームドコンセントを得るために合理的な努力をする義務を負います。

お子様が初めて特別支援教育および関連サービスを受けるための同意を求められ、それに応えない場合、またはあなたがそのような内容に同意することを拒否するか、後から書面の同意を撤回（取り消し）した場合、公的機関は以下の対応を取ります。

1. (お子様を担当するIEPチームの推奨する) 特別支援教育および関連サービスに対する同意や、あなたの同意なしに当該サービスが提供されないとする裁定を得るために、(調停制度または適正な手続きによる苦情申し立てを含む) 手続上の保護措置を利用しない。
2. お子様がFAPEのサービスを受けられるよう、サービスを提供する義務に違反しない。
3. IEPのミーティングを開催する、またはIEPを開発してあなたに同意を求めた特別支援教育および関連サービスをお子様を提供する義務はない。

お子様が初めて特別支援教育および関連サービスを受けた後、いずれかの時点であなたが書面の同意を撤回（取り消し）した場合、公的機関は以下の対応を取ります。

1. 特別支援教育および関連サービスの提供を停止するのではなく、該当のサービスを停止する前に、「事前通知」の項目に記載する形で事前通知を提供する。
2. 特別支援教育および関連サービスに対する同意や、あなたの同意なしに当該サービスが提供されないとする裁定を得るために(調停制度または適正な手続きによる苦情申し立てを含む) 手続上の保護措置を利用しない。
3. お子様がFAPEのサービスを受けられるよう、サービスを提供する義務に違反しない。
4. IEPのミーティングを開催する、またはIEPを開発してあなたに同意を求めた特別支援教育および関連サービスをお子様を提供する義務はない。

再評価に対する保護者の同意

公的機関は、お子様の再評価を実施する前にあなたからインフォームドコンセントを得る必要がありますが、次の場合はそれに該当しません。

1. お子様を再評価する上であなたの同意を得るために合理的な手段を講じた場合。
2. あなたが応答しなかった場合。

あなたがお子様の再評価に同意することを拒否した場合、公的機関は、お子様の再評価に対するあなたの同意拒否を無効にするため、調停制度もしくは適正な手続きによる苦情申し立てを利用することができますが、これは義務ではありません。公的機関が、この方法で再評価の実施を却下した場合、IDEAの下での義務に違反することはありません。

保護者の同意を得るための合理的な努力の文書化

お子様の通学する学校は、初期評価の同意を得るため、特別支援教育および関連サービスを初めて提供するため、再評価のため、そして孤児院にいる生徒に初期評価を実施する際に保護者の住所を特定するために合理的な努力を行い、そしてそれを文書化する義務を負います。

文書には該当地域における公的機関の試みに関する記録が含まれている必要があります。例：

1. 通話や発信の試み、その内容に関する詳細な記録
2. あなたに送付した文書と受け取った文書の写し
3. 家庭訪問または職場訪問とそれらの訪問結果に関する詳細な記録

学校は、初期評価に対する同意獲得、特別支援教育および関連サービスの初めての提供、再評価および初期評価ために孤児院にいる生徒の保護者の居場所を特定する上で実施した合理的な努力は、文書化して保管しなければなりません。

その他の同意の条件

保護者の同意は、公的機関が以下の行為を行う前は不要です。

1. お子様の評価や再評価の一環として既存データを確認する前
2. 全生徒を対象としたテストやその他評価について、全生徒が実施前の保護者の同意を必要としない場合に、それらのテスト等をお子様にお受けさせる前

公的機関は、IDEAの他の要件でそうすることが義務付けられている場合を除き、初期評価・サービスの初期準備・再評価に関連する1つのサービスまたは活動に対する同意の拒否を、保護者もしくはお子様の他のサービス、利益、活動を拒否する根拠として利用することはできません。

あなたが自らの費用負担においてお子様を公立学校に入学させたり、ホームスクーリングを利用したりするなど、お子様が初期評価や再評価を受けることに同意しない、もしくは同意を求められても応答しなかった場合、公的機関は、紛争解決手続き（例：調停制度や適正な手続きによる苦情申し立て）を利用して同意を無効にすることはできず、あなたのお子様は公平なサービスを受ける資格を有すると判断する義務を負いません。

成年年齢に達した際の保護者の権利移譲

障害を持つ子どもが、すべての子どもを対象とする州法の下での成年年齢（19歳）に達した時（障害を持ち、州法の下でその能力が認められない子どもを除く）、公的機関は子どもと保護者の両者に対し、この事項に必要な通知を提供しなければなりません。そして、IDEA Part Bの下、保護者に与えられたすべての権利は子どもに移譲されます。IDEA Part Bの下、保護者に与えられたすべての権利は、成人刑務所や少年鑑別所、州刑務所や自治体の刑務所に収容されていた子どもへと移譲されます。権利が移譲された際、該当の機関はその権利の移譲について、子どもとその保護者に通知しなければなりません。

独立した教育評価

独立した教育評価（IEE）とは、資格要件を満たし、公的機関に雇用されていない試験官により実施される評価です。

公費とは、公的機関がIDEAの規定に基づいて評価の費用の全額を負担するか、あなたが無償で評価を受けられるようにすることです。IDEAの規定では、IDEAの要件を満たすために、各州が州・地方・連邦・民間から利用可能な支援源を使うことが認められています。

IEEの基準

IEEが公費負担である場合、評価の場所や試験官の資格などの評価を得るための基準は、公的機関が評価を実施する際に使用する基準（それらの基準がIEEを受ける権利と一致する範囲において）と同一でなければなりません。

上記で説明した基準を除き、公的機関は、公費でIEEを受けることに伴う条件や予定を科すことができません。

公費負担で評価を受ける権利

あなたは、お子様が公的機関の実施する評価を受け、あなたがそれに同意しない場合、IEEを公費負担とする権利を有します。公的機関は、IEEの要求に基づき、IEEを受ける場所に関する情報とIEEに適用される該当機関の基準を保護者に提示しなければなりません。

IEEには以下の条件が設けられています。

1. あなたが公費負担でお子様にIEEを受けさせることを要求した場合、公的機関は必要な遅延をすることなく、次のいずれかを実行しなければなりません。
 - a. 適正な手続きによる苦情を申し立て、お子様の評価が適正であることを示すための公聴会の開催を要求する
 - b. 公聴会において、あなたが受け取ったお子様の評価が公的機関の基準を満たしていないことを証明しない限り、IEEは公費負担とする
2. 公的機関が公聴会を要求し、公的機関によるお子様の評価が適正であったという最終判断が下された場合、あなたはIEEを受けさせる権利を失わないものの、公費負担の対象外となる。
3. あなたがお子様へIEEを受けさせることを要求した場合、公的機関は、公的機関が得たお子様の評価になぜ抗議しているのか、その理由を尋ねることがある。ただし、公的機関は説明を要求することはできず、公費でお子さんのIEEを提供するか、公的機関のお子様の評価を擁護するための適正手続き審理を要求するための適正手続き申し立てを不当に遅らせることはできません。

公的機関がお子様へ評価を実施し、あなたがそれに同意しない場合、1回のみIEEを公費負担とする資格を有します。

保護者主導の評価

公費負担でお子様にIEEを受けさせた場合、または慈悲負担で得たお子様の評価を公的機関と共有する場合、次のような取り扱いとなります。

1. 公的機関のIEEの基準を満たせば、お子様がFAPEを受けるための規定に則って下された決定について、公的機関はお子様の評価結果を考慮しなければならない。
2. あなたや公的機関は、お子様に関する適正手続き公聴会における証拠として評価結果を提示する場合がある。

審査官による評価の要求

審査官が適正手続き公聴会の一環としてお子様のIEEを要求した場合、その評価にかかる費用は公費負担としなければなりません。

紛争解決手段

州の苦情申し立てと適正手続き公聴会の手順の違い

IDEA Part Bの規制では、州の苦情申し立てと適正手続き公聴会の手順が別途規定されています。下記で説明している通り、個人または組織は、公的機関や教育省、その他公的機関がPart Bの要件に違反しているという旨の苦情を州に申し立てることができます。障害を持つお子様の本人確認、評価、教育上のクラス分け、または無料の適切な公教育を子どもに受けさせるための規定の実施や変更に対する提案や拒否に関する何らかの問題について、適正手続き公聴会を要求できるのはあなたもしくは公的機関のみです。ALSDEのスタッフは、通常、州に寄せられた苦情を暦日60日以内に解決しなければなりません。ただ、予定が適切な形で延長された場合を除き、適正手続き公聴会の公平な審査官は、適正手続き公聴会を開催するか（解決のための会議または調停制度によっても解決しなかった場合）、審査官があなたもしくは公的機関の要求に応じて特別に予定を延長しない限り、解決期間の終了日から暦日45日以内に、下した決定を記した書面を発行しなければなりません。

公的機関がお子様へ評価を実施し、あなたがそれに同意しない場合、1回のみIEEを公費負担とする資格を有します。

適正な手続き公聴会を申し立てることができるのは、あなたもしくは公的機関のみです。

州の苦情申し立て手続き

ALSDEは次の手続きについて文書化する義務を負っています。

1. 別の州の組織または個人が申し立てた苦情を含む、すべての苦情解決
2. ALSDEに申し立てられた苦情
3. 保護者訓練センター（parent training center）、保護者情報センター（parent information center）、保護・権利擁護機関（protection and advocacy agency）、自立生活センター（independent living center）、その他適切な法人を含む、保護者とその他関心を持つ個人に州の苦情申し立て手続きを広く知らせる

適切なサービスが拒否された場合の救済措置

ALSDEが適切なサービスを提供できていないと判断した州からの苦情を解決する際、SESは以下の点を考慮します。

1. 生徒のニーズを把握するための適切な是正措置（補償サービスや金銭的な返済など）など適切なサービスを提供しなかったこと
2. 障害を持つ生徒全員を対象としたサービスの将来に向けた適切な準備

州の苦情申し立て手続き（最小限）

ALSDEは、州に苦情が申し立てられてから暦日60日以内に処理すると期限を定めており、その期限内に次のように対応します。

1. ALSDEが要調査と判断した場合に独立した現地調査を実施する
2. 苦情に対し、口頭または文書で違反に関する追加情報の提出機会を与える
3. ALSDEに対し、最低限、次の点を含む苦情への対応機会を与える
(a) ALSDEの選択による苦情を解決するための提案、(b) 苦情を申し立てた保護者と公的機関に対し調停に参加し、自由意思のもとで同意する
4. すべての関連情報を再検討し、教育機関がIDEAの要件に違反しているかどうかを独自に判断する
5. 苦情における各違反に対する決定を書面で発行し、そこには次の内容を含める。(a) 事実認定と結論、および(b) ALSDEの最終決定の理由

期限の延長、最終決定、履行

前述のALSDEの手続きには、以下の事項も含める必要があります。

1. 次の場合に限り、暦日60日間の期限延長を許可する。(a) 州に特別な苦情が寄せられ、例外的な状況が存在する場合 (b) 期限を延長し、調停または別の紛争解決手段を通じて問題を解決することについて、あなたと教育機関が自由意思で同意した場合。
2. 必要に応じて、次を含むALSDEの下した最終決定の効率的な履行の手続きを含める。
(a) 技術的援助、(b) 交渉、(c) コンプライアンスを達成するための是正措置。

州の苦情申し立てと適正な手続き

「適正手続き公聴会」の項目で説明したとおり、州に寄せられた苦情を文書で受領し、その苦情が適正手続き公聴会にも関わる内容だった場合または州に寄せられた苦情に該当する公聴会の一部もしくはそれ以上に関する複数の問題点が含まれている場合、ALSDEは、公聴会が結審するまで、州に寄せられた苦情のうち適正手続き公聴会で対応中の部分を無効とします。州に寄せられた苦情のうち、適正手続き公聴会に含まれない部分の問題については、前述の期限と手続きを利用して解決します。

州に寄せられた苦情の中で提起された問題点が同一団体（例えば、あなたと学校）の参加する適正手続き公聴会において以前決定を下したものであった場合、適正手続き公聴会の決定はその問題に対して拘束力を持ち、ALSDEはその決定が拘束力を持つことを告訴人に伝えなければなりません。

適正手続き公聴会の決定を履行できなかったという学校の違反に関する苦情は、ALSDEが解決しません。

ALSDEは、別の州の組織または個人が申し立てた苦情を含め、すべての苦情について、解決するまでの手続きを文書化する義務を負っています。

州に対する苦情申し立て

組織または個人は、前述の手続きの下、署名入りの書面をもって州に対する苦情を申し立てることができます。

省は、必要に応じて電子署名を利用した電子的方式で州に対する苦情申し立てを受け付けます。電子的方式によって州に対する苦情申し立てがあった場合、省は次のとおり対応します。

1. 同意の情報源として特定の人物を識別および認証し、電子的方式の同意に含まれる情報に関して該当する人物の承認を示す
2. 電子的方式で州に苦情を申し立てた団体は、自身の訴えた苦情が書面で申し立てた場合と同一の効果を持つことを十分に理解するよう働きかける
3. 電子的方式で州に申し立てられた苦情には、書面で申し立てた場合に適用されるものとの守秘義務要件が適用されることを明示する

省上級管理職に書面の苦情を送付する場合の宛先：

メールアドレス：sesdr@alsde.edu

郵送先：SES WRITTEN COMPLAINT

Special Education Services
Alabama State Department of Education
P. O. Box 30201
Montgomery, AL 36130

州に対する苦情には以下の内容を記載しなければなりません。

1. 公的機関がIDEAの要件または34 C.F.R.（連邦規制基準）Part 300の規制の実施に違反したことを示す声明
2. 声明の根拠たる事実
3. 苦情を申し立てる団体の署名と連絡先情報
4. 特定の生徒に関する違反を主張する場合は、以下の事項を記載すること。
 - a. 生徒の名前と生徒の住所
 - b. 生徒が通っている学校名
 - c. ホームレスの生徒または青少年の場合、生徒と連絡の取れる連絡先情報と生徒が通っている学校名
 - d. （その問題の事実関係を含む）生徒の抱える問題の性質に関する説明
 - e. 苦情が申し立てられた時点で苦情を申し立てている当事者団体が知っており且つ可能な範囲内で提案された問題解決策

州に対する苦情申し立て手続きの採択の項目で説明した通り、訴える苦情の内容は、苦情を受領した日の最大1年前までに発生した違反に対するものでなければなりません。州に対して苦情を申し立てる団体は、ALSDEに苦情を提出すると同時に生徒にサービスを提供する教育機関に苦情の写しを配布しなければなりません。

省は匿名の苦情に対し、書面による決定書を発行することはありません。

ただし、匿名の苦情の性質によっては、監視システムを通じて総監督責任の一環として、提供された情報を検討する場合があります。

州に対する苦情申し立てのモデルフォーム

州に対する苦情申し立てに役立てていただくため、省はひな型を作成しました。ただし、州に対する苦情申し立ての際に必ずしもこのひな型を使用する必要はありません。州に対する苦情申し立てに必要な情報が記載してあれば、ひな型を使用しても他の書式を使用しても構いません。州に対する苦情申し立て用に省が作成したモデルフォームはこちらからご入手いただけます。

[Dispute Written State Complaint](#)またはwww.alabamaachieves.org > Families and Students > Special Education > Dispute Resolution > Dispute Written State Complaint

ALSDEは匿名の苦情に対し、書面による決定書を発行することはありません。

州の調停手続き

省は、あなたが調停制度を利用したり、公的機関がIDEAの下で発生した問題（適正な手続きによる苦情申し立ての前に提起された問題を含む）に係る意見の不一致を解決したりできるようにします。したがって、調停制度はIDEAの下で解決するあらゆる紛争にご利用いただけます。

要件

手続きでは、調停の過程に次のことを満たす必要があります。

1. あなたと公的機関の自由意思において進められていること
2. 適正手続き公聴会を拒否または遅らせたり、IDEAの下で提供される権利などの否定のためにあなたの権利を利用したりしないこと
3. 効果的な調停技能を習得しており、資格要件を満たした公平な仲裁人により実施されること

省は、資格要件を満たした仲裁人および法律と特別支援教育および関連サービスの規定に関連する規制の知識がある人物の一覧を用意しています。

仲裁人は、ランダム、交替制、もしくはその他公平な基準をもとに選出されます。

省は、面談費用を含め、調停の過程に生じる費用を負担する義務を負います。

調停の過程で開かれる面談は、1回ごとに適時予定を立て、あなたと公的機関にとって都合のよい場所で開催しなければなりません。

あなたと公的機関が調停の過程を通じて紛争を解決する場合、両者が解決策を明記した法的拘束力のある合意書に同意し、以下の要件を満たすものとします。

1. 調停中に発生したすべての議論に関する声明は機密情報として扱われるため、その後にある適正手続き公聴会または民事手続きにおいて証拠として使用することはできない
2. あなたと公的機関の代理人（公的機関を拘束する権限を持つ人物）の両者が署名している

署名済みの書面による調停合意書は、裁判管轄の州裁判所（州法の下でこの種の判例について聴聞を行う権限を有する裁判所）または米国連邦地方裁判所において法的強制力を有します。

調停中に発生した議論は機密情報として取り扱われなければなりません。将来の適正手続き公聴会や連邦または州裁判所の民事手続きにおける証拠としてこちらを使用することはできません。

ただし、当事者は調停開始前に守秘義務に関する誓約書に署名する必要はありません。

仲裁人の公平性

仲裁人は次の要件を満たす必要があります。

1. お子様の教育や世話に関わっている教育機関の従業員ではない
2. 仲裁人の客観性と相反する個人的または職業的利害があってはならない
3. 仲裁人としてのその他資格要件を満たす人物は、仲裁人としての職務を遂行するために省から給与が支払われるだけで、省の職員ではない

調停請求フォーム

調停請求に役立てていただくため、省はフォームを作成しました。ただし、調停請求の際に必ずしもこのフォームを使用する必要はありません。

調停請求用に省が作成したフォームはこちらからご入手いただけます。[Dispute Mediation Request](#) またはwww.alabamaachievers.org > Families and Students > Special Education > Dispute Resolution > Dispute Mediation Request.

ALSDEは、あなたが調停制度を利用したり、公的機関がIDEAの下であらゆる紛争を解決したりできるようにします。

調停手続き中の議論は機密情報です。将来の適正手続き公聴会や連邦または州裁判所の民事手続きにおける証拠としてこちらを使用することはできません。

適正な公聴会手続きの手順

適正手続きに関する苦情申し立て

あなたもしくは公的機関は、次の内容に関連するあらゆる問題について適正手続きに関する苦情を申し立てることができます。

1. お子様の本人確認・評価・教育上のクラス分けの実施または変更に関する提案
2. お子様が生徒としてFAPEを受けるための準備

適正手続きに関する苦情は、あなたもしくは公的機関が適正手続きに関する苦情の根拠となる行為を知る前、または知るべきであった2年以内に発生した違反についての申し立てとなります。

上記の予定は、次の理由により期間内に適正手続きに関する苦情を申し立てることができなければ適用されません。

1. 公的機関が苦情の中で特定した問題を解決したことを具体的に改ざんした
2. 公的機関が、IDEAの下であなたに提供を求めた情報について、あなたからの情報提供を拒否した

公的機関は、あなたが法的支援サービスの情報を求めた場合、あるいはあなたもしくは公的機関が適正手続きに関する苦情を申し立てる場合、あなたの居住地区で利用可能な無料または安価な法的支援および関連サービスをあなたに知らせなければなりません。

アラバマ障害者支援プログラム (ADAP : Alabama Disabilities Advocacy Program)

P. O. Box 870395 · Tuscaloosa, AL 35487-0395 · (800) 826-1675 · www.adap@adap.ua.edu

アラバマ保護者教育センター (APEC : Alabama Parent Education Center)

10520 US Highway 231 · Wetumpka, AL 36092 · (866) 532-7660 · www.alabamaparentcenter.com

アラバマ法的支援サービス (Legal Services Alabama)

2567 Fairlane Drive, #300 · Montgomery, AL 36116 · (866) 456-4995 · www.legalservicesalabama.org

特別支援教育法を専門とする弁護士の照会を希望する場合は、アラバマ州法曹協会 (Alabama State Bar Association) にご相談ください。お問い合わせ先：(800) 392-5660

適正手続きに関する苦情

公聴会の開催を請求するには、あなたもしくは公的機関（もしくはあなたの弁護士や公的機関の弁護士）が別の当事者に適正手続きに関する苦情を提出する必要があります。その苦情には次に示す項目をすべて記載し、苦情は常に機密情報として扱わなければなりません。

公的機関は、公聴会の開催と費用負担について責任を負います。

適正手続きに関する苦情に記載する内容

適正手続きに関する苦情には下記の項目を記載しなければなりません。

1. 生徒の氏名
2. 生徒の住所
3. 生徒が通っている学校名
4. 生徒がホームレスまたは未成年の場合、生徒と連絡の取れる連絡先情報と生徒が通っている学校名
5. (その問題の事実関係を含む) 提案や拒否された開始や変更に関して生徒が抱える問題の性質に関する説明
6. 苦情が申し立てられた時点で苦情を申し立てている当事者団体（あなたもしくは公的機関）が知っており且つ可能な範囲内で提案された問題解決策

特別支援教育法を専門とする弁護士
の照会を希望する場合は、アラバマ州法曹協会 (Alabama State Bar Association) にご相談ください。お問い合わせ先：
(800) 392-5660

適正手続きに関する苦情の公聴会を開催する前に必要な通知

あなたもしくは公的機関は、前記の項目を含む適正手続きに関する苦情を申し立てるまで、適正な手続き公聴会を開催することはできません。

苦情の正当性

適正手続きに関する苦情申し立てを進めるには、その苦情が正当なものであるとみなされなければなりません。適正な手続きに関する苦情は、適正な手続きに関する苦情を受領した当事者（あなたもしくは公的機関）が、その苦情を受領してから暦日15日以内に、適正な手続きに関する苦情が前記の要件を満たしていないとする考えを審査官および相手方に書面で通知しない限り、正当なものである（前記の要件を満たす内容である）とみなされます。

審査官は、受領した当事者が適正な手続きに関する苦情が不十分であるとする旨の通知を受領してから暦日5日以内に、適正な手続きに関する苦情が前記の要件を満たしているかどうかを判断し、あなたもしくは公的機関にすみやかに書面で通知しなければなりません。

苦情の修正

あなたもしくは公的機関は、次の場合に限り苦情を修正することができます。

1. 相手方に書面の変更を承認し、「**解決の手順**」という項目で説明した通り、解決のための会議を通じて適正な手続きに関する苦情を解決する機会が与えられている場合
2. 適正手続き公聴会の開始5日前までに、審査官が変更の許可を与えた場合

苦情申し立てを行う当事者が適正な手続きに関する苦情を変更する場合、解決のための会議の予定日（苦情を受領してから暦日15日以内）および解決のための期間（苦情を受領してから暦日30日以内）は、修正した苦情が提出された日から計算し直すものとします。

適正な手続きに関する苦情に対する公的機関の回答

「**事前通知**」の項目で説明した通り、あなたの作成した適正な手続きに関する苦情に記述されている主題に関して公的機関があなたに事前通知を送信しなかった場合、公的機関は、適正な手続きに関する苦情を受領してから暦日10日以内に、下記の内容を含む回答をあなたに送付しなければなりません。

1. 公的機関が適正な手続きに関する苦情で提起された行為を提案または拒否した理由の説明
2. お子様を担当するIEPチームが検討したその他の選択肢と、それらの選択肢が却下された理由の説明
3. それぞれの評価手続き・考査・記録またはその行為を実施する際、拒否する際に公的機関が使用した基準の説明
4. 公的機関が提案または拒否した行為に関連するその他の要素の説明

上記1~4の情報の提供は、公的機関があなたの適正な手続きに関する苦情が不十分であると主張することを妨げるものではありません。

適正な手続きに関する苦情に対する相手方の回答

前項（適正な手続きに関する苦情に対する公的機関の回答）で述べた内容を除き、適正な手続きに関する苦情を受領した当事者は、苦情を受領した日から暦日10日以内に、苦情に記載された問題を具体的に考慮した回答を相手方に送付しなければなりません。

適正な手続きに関する苦情のひな型

適正な手続きに関する苦情申し立てに役立てていただくため、省はひな型を作成しました。ただし、必ずしもこのひな形を使用する必要はありません。適正な手続きに関する苦情申し立てに必要な情報が記載してあれば、ひな型を使用しても他に適当な書式を使用しても構いません

適正な手続き公聴会の請求フォームはこちらからご入手いただけます。[Dispute Due Process Complaint](#) またはwww.alabamaachievers.org > Families and Students > Special Education > Dispute Resolution > Dispute Due Process Complaint

適正手続きに関する苦情申し立てを進めるには、その苦情が正当なものであるとみなされなければなりません。

適正手続きに関する公聴会の請求フォームはこちらからご入手いただけます。

alabamaachievers.org

解決の手順

解決のための会議

公的機関は、あなたの作成した適正な手続きに関する苦情の通知を受領してから暦日15日以内かつ適正な手続き公聴会が開催されるまでに、あなたと関係者、もしくはあなたが作成した適正な手続きに関連する苦情の中で特定された事実に関して具体的な知識を持つIEPチームのメンバーが同席する会議を開催しなければなりません。

会議の開催要件は以下の通りです。

1. 公的機関の代表者として、公的機関に代わって決定権を持つ人物が同席しなければならない
2. あなたが弁護士を同席させない限り、公的機関が弁護士を同席させることはできない

関係者として会議に参加するIEPチームのメンバーは、あなたもしくは公的機関が決定するものとします。会議の目的は、公的機関がこの紛争を解決する機会を設けることにより、あなたが提出した適正な手続きに関する苦情や、苦情の基礎となる事実について議論することです。

次の場合、解決のための会議を開催する必要はありません。

1. あなたもしくは公的機関が会議の開催を求めないことを書面上で同意した場合
2. あなたもしくは公的機関が、「調停」の項目で説明した通り、調停制度を利用することに同意した場合

解決にかかる期間

公的機関が、適正な手続きに関する苦情を受領してから暦日30日以内（解決期間中）に、あなたの満足する形でその苦情を解決しなかった場合、適正な手続き公聴会を開催することがあります。

「公聴会の決定」の項目で説明した通り、適正な手続き公聴会の最終決定を発行するまでの期間は、解決期間である暦日30日が経過してから暦日45日間が設けられています。後述する通り、例外として解決期間である暦日30日に適用された調整は除きます。

あなたもしくは公的機関の双方が解決手順を実施しない、または調停制度を利用することに同意した場合を除き、あなたが解決のための会議に参加しなければ、解決手順を実施するための予定と適正な手続き公聴会の予定日は、会議が開催されるまで延期されることとなります。

公的機関は合理的な努力をし、その努力内容を文書化した後で解決のための会議にあなたを参加させることができなければ、解決期間の暦日30日の最終日に、あなたの作成した適正な手続きに関する苦情の却下を審査官に求めることができます。合理的な努力を文書化する際は、下記の内容を始めとする、公的機関が双方で合意した時間と場所について調整しようと試みた記録を記載しなければなりません。

1. 通話や発信の試み、その内容に関する詳細な記録
2. あなたに送付した文書と受け取った文書の写し
3. 家庭訪問または職場訪問とそれらの訪問結果に関する詳細な記録

公的機関が、あなたの作成した適正な手続きに関する苦情を受領してから暦日15日以内に解決のための会議を開催できなかった場合、または解決のための会議に参加しなかった場合、あなたは審査官に対して、適正な公聴会手続きにかかる暦日45日間の予定期間を開始するよう求めることができます。

公的機関が、適正な手続きに関する苦情を受領してから暦日30日以内（解決期間中）に、あなたの満足する形でその苦情を解決しなかった場合、適正な手続き公聴会を開催することがあります。

暦日30日の解決期間の調整

あなたと公的機関が解決のための会議を開催しないことに書面で同意した場合、適正手続き公聴会の期間である暦日45日は翌日から開始となります。

調停開始後または解決のための会議が開始してから解決期間の暦日30日最終日までに、あなたと公的機関が書面上で何も合意に至らなかった場合、適正手続き公聴会の期間である暦日45日は翌日から開始します。

あなたと公的機関が調停手続きを利用することに同意しながらも合意に至らなかった場合、双方が調停手続きの継続に書面で同意すれば、解決期間である暦日30日の最終日から双方の合意に至るまでこれを継続します。

ただし、調停手続きの継続期間中にあなたもしくは公的機関が調停手続きを撤回した場合、適正手続き公聴会の期間である暦日45日は翌日から開始となります。

書面での和解同意

解決のための会議において紛争が解決に至った場合、あなたと公的機関は、以下の項目を満たす法的な拘束力を有した同意を結ばなければなりません。

1. あなたと公的機関の代理人（公的機関を拘束する権限を持つ人物）が署名している
2. 裁判管轄の州裁判所（州法の下でこの種の判例について聴聞を行う権限を有する裁判所）または米国連邦地方裁判所において法的強制力を有している

解決のための会議の結果、あなたと公的機関が合意に達した場合、いずれの当事者も、あなたと公的機関の双方が契約書に署名した日から3業務日以内にこの契約を無効とすることができます。

公平な適正手続き公聴会

適正手続きに関する苦情が申し立てられた際、「適正な手続きに関する苦情の解決」という項目で説明した通り、その紛争に関係するあなたもしくは公的機関は公平な適正手続き公聴会を開催する機会が与えられます。

公平な審査官

審査官の最低条件は次の通りです。

1. 該当の生徒の教育や世話に携わっておらず、公的機関または別の州の当局の職員ではない人物。ただし、その人物は当局の職員ではなく、審査官としての職務を遂行するために当局から給与が支払われるだけである。
2. 公聴会における審査官の客観性と相反する個人的または職業的利害関係に無い
3. IDEAの規定、IDEAに付随する連邦規則および州の法令、連邦裁判所と州裁判所によるIDEAの法的解釈に関する理解・知識を有している
4. 適切で標準的な法律実務に沿って公聴会を実施し、決定を下してそれを文書化する知識・能力を有している

省は審査官としての職務を遂行する人物の一覧を有しており、その一覧には各審査官の資格取得状況も記載されています。

適正手続き公聴会の主題

適正手続き公聴会を請求する当事者は、相手方が同意しない限り、適正手続き公聴会で取り扱われなかった問題点をその公聴会において提起することはできません。

公聴会請求の予定

あなたもしくは公的機関は、適正手続きに関する苦情の中で提起された問題について知ったとき、または知るべきであったときから2年以内に公平な公聴会を請求しなければなりません。

あなたと公的機関が、解決のための会議を開催しないことに書面上で同意した場合、適正手続き公聴会の期間である暦日45日は、翌日から開始します。

ALSDEは審査官としての職務を遂行する人物の一覧を所有しています。その一覧には各審査官の資格取得状況も記載されています。

予定に関する特例

上記の予定は、次の理由により適正な手続きで苦情を申し立てることができなければあなたには適用されません。

1. 公的機関が苦情の中で特定した問題または争点が解決したことを具体的に改ざんした
2. 公的機関が、IDEAの下であなたに提供を求めた情報についてあなたからの情報提供を拒否した

公聴会の権利

(懲罰処分に関連する公聴会を含む) 適正手続き公聴会に参加する当事者は誰でも、以下の権利を有します。

1. 弁護士または障害を持つ生徒の問題に関する特別な知識または訓練を受けた人物を同席させ、助言を受けさせる権利
2. 証拠を提示し、証人と対立し、尋問を行い、証人の出席を要求できる権利
3. 公聴会当日の最低5業務日前までにその当事者に開示されていなかった証拠について公聴会で初めて提示することを禁じる権利
4. あなたの判断により、公聴会の内容を書面や電子的な方式、書き起こしによって記録する権利
5. あなたの判断により、事実と決定の認定を書面や電子的な方式で入手する権利

適正な手続きに関する苦情を申し立てた当事者は、苦情の申し立ての証明責任またはこれを証明する責任を負います。

追加情報の開示

あなたと公的機関は、その日までに完了した評価とその評価に基づく推奨事項のうち、あなたもしくは公的機関が公聴会に使用しようとするものを適正な手続き公聴会の最低5業務日前までにお互いに開示しなければなりません。

審査官は、いずれかの当事者が、関連する評価または推奨事項を相手方の同意なく公聴会で初めて提示し、この要件に違反することを防ぐことができます。

公聴会における保護者の権利

あなたに与えられるべき権利は次の通りです。

1. お子様を公聴会に同席させる権利
2. 公聴会を公開する権利
3. 公聴会、事実認定、あなたに無償で提示された決定の記録を入手できる権利

公聴会の決定

お子様がFAPEを受けたかどうかに関する審査官の決定は、FAPEに直接関係する証拠と議論に基づくものでなければなりません。

(「IEPチームが不完全である」など) 手続き上の違反を申し立てる場合、審査官は手続き上の違反が次の場合に限り、お子様がFAPEを受けていないことを認めることがあります。

1. FAPEを受ける上でのお子様の権利が妨害された場合
2. お子様の受けるFAPEの規定に関する意思決定プロセスに参加することをあなたが著しく妨害された場合
3. お子様を受けるべき教育上の恩恵がはく奪された場合

上記の規定はいずれも、審査官が公的機関に対し、IDEAの下、連邦規制に規定されている手続き上の保護措置の項(34 C.F.R. § § 300.500 から 300.536)に定められた要件の遵守を指示することを妨げるものではありません。

私立学校における生徒のクラス分けまたはクラスの継続決定の後、公的機関が生徒にFAPEを提供することを保証する責任を行使することを許されなかった場合、私立学校は審査官が提示したその生徒に適切なクラス分けを適用させることができません。

あなたには次の権利が与えられるものとします。お子様を公聴会に同席させる、公聴会を公開する、公聴会を録音する、事実の認定、提示された決定にかかる費用を負担しない。

適正手続き公聴会の別途請求

IDEAの下、連邦規制に規定されている手続き上の安全保護の項（34 C.F.R. § § 300.500 から 300.536）のいかなる記述も、すでに申し立てられた適正な手続きに関する苦情とは別の問題について、適正な手続きに関する苦情の別途申し立てを妨げると解釈することはできません。

諮問委員会と一般庶民に提示される認定内容と決定

省は、個人を特定できる情報のいずれかを削除した後、次の対応を取らなければなりません。

1. 適正手続き公聴会での認定内容と決定を州特別支援教育諮問委員会（SEAP：Special Education Advisory Panel）に提示する
2. それらの認定内容と決定を公表する

最終決定と上告

（懲罰処分に関連する公聴会を含む）適正手続き公聴会が下した決定は最終決定ですが、「民事訴訟」と「それらの提訴を起こせる期間」の項で説明した通り、公聴会に参加したいいずれかの当事者が民事訴訟を起こし、その決定を不服として上告する場合は例外とします。

公聴会の予定と便宜

省は、解決のための会議の期間である暦日30日が経過してから遅くとも暦日45日まで、または「暦日30日の解決期間の調整」の項で説明した通り、調整期間が経過してから遅くとも暦日45日までに、次のことを行わなければなりません。

1. 公聴会で最終決定に至る
2. 当事者それぞれに決定の写しを送付する

審査官は、いずれかの当事者の請求に基づいて、前述の暦日45日を超えた期間の延長を特別に許可することができます。延長可能な期間は各回45日間より少ない日数とします。期間延長を検討する際、審査官は以下の点を考慮します。

1. 期間延長により生徒の教育に遅延が生じるという弊害
2. 請求した当事者が期間延長の請求を回避する能力
3. 期間延長請求が申立人によるものであった場合、申立人が公聴会で申し立てを行う前に十分に準備できる機会があったかどうか
4. 期間延長請求を却下した場合の弊害
5. 非公式の行政手続きを早急に行うというIDEA 2004の意図
6. 期間延長請求を認めることで、一方の当事者にとって都合の良い法解釈になること

審査官は、止むを得ない事情や重大な問題について具体的に証明されない限り、公聴会の延期を許可しません。

審査官は期間延長請求について、都度、書面で回答するものとします。その回答には、正当な理由とともに事実認定と結論を記述するものとします。回答は記録の一部として取り扱われず、期間延長が認められた場合、審査官は公聴会の新たな予定日を設定し、その日程を明記した書面で双方の当事者に通知します。

公聴会は毎回、あなたとお子様にとって合理的な都合を考慮した時間と場所で開催されなければなりません。

民事訴訟

いずれの当事者も、（懲罰処分に関連する公聴会を含む）適正手続き公聴会の認定内容と決定に同意しない場合には、適正手続き公聴会に関する問題について民事訴訟を起こす権利を有します。訴訟は、紛争の数に関わらず裁判管轄の州裁判所（州法の下でこの種の判例について聴聞を行う権限を有する裁判所）または米国連邦地方裁判所において提起することができます。

公聴会は毎回、あなたとお子様にとって合理的な都合を考慮した時間と場所で開催されなければなりません。

審査官は、やむを得ない事情や重大な問題について具体的に証明されない限り、公聴会の延期は許可されません。

期限

訴訟を提起した当事者には、審査官が決定を下した日から民事訴訟を起こすまでに暦日30日が与えられます。

追加手続き

いかなる民事訴訟に対しても、裁判所は次の通り対応します。

1. 行政手続きの記録を受領する
2. あなたもしくは公的機関の要求に応じて追加の証拠を受理する
3. 証拠の優越に基づく決定を元に、裁判所が適切と判断した救済を付与する

法的救済の内容には、それに相当する状況下で、私立学校の学費や補償教育サービスの補償が含まれることがあります。

裁判管轄の地方裁判所

米国連邦地方裁判所は、紛争の数に関わらず、IDEAの下で訴訟を提起する際の規定を定める権限があります。

解釈に関する原則

IDEAのいずれの記述も、アメリカ合衆国憲法、障害を持つアメリカ人法（Americans with Disabilities Act of 1990）、リハビリテーション法第5編504条（Title V of the Rehabilitation Act of 1973 (Section 504)）、または障害を持つ生徒を保護するその他の連邦法の下で利用できる権利、手続き、救済を制限したり限定したりすることはできません。ただし、IDEAの下で利用可能な救済を求めてこれらの法令に基づく民事訴訟を起こす前に、当事者がIDEAの下で訴えを提起するのに必要となるものと同程度まで、前述の適正手続きの遂行に尽力しなければなりません。

適正な手続きに関する苦情申し立てと公聴会が保留している生徒のクラス

分け

次項「障害を持つ生徒の懲罰処分手続き」の説明を除き、解決手続き期間中に適正な手続きに関する苦情が相手方に送付されると、あなたと公的機関が他に同意しない限り、公平な適正手続き公聴会や裁判所が処理中の決定を待っている間、お子様は現時点で在籍している教育上のクラスに在籍し続けなければなりません。

適正な手続きに関する苦情に公立学校の最初の入学申請が関連している場合、あなたの同意の下、お子様はその手続きがすべて完了するまで、通常の公立学校プログラムを受けなければなりません。

適正な手続きに関する苦情に生徒のIDEAに基づく最初のサービスの申請が関連しており、この生徒が、IDEA Part Cから転換してIDEA Part Bに基づくサービスを受けることになり、3歳になったことを理由にPart Cサービスを受ける資格を失った場合、公的機関は生徒がそれまでに受けていたPart Cサービスを提供する必要がありません。お子様について、IDEAのPart Bに基づき、特別支援教育および関連サービスを受ける資格があると認められ、あなたがこの判断に同意する場合、手続きの結果を保留し、公的機関は、それらの特別支援教育および関連サービスのうち未解決でないものを提供しなければなりません。

適正手続き公聴会の審査官がクラス替えを適切とするあなたの主張に同意する場合、そのクラス分けがお子様の現在の教育上のクラスとしなければならず、公平な適正手続き公聴会または裁判所が処理中の決定を待つ間、お子様はそのクラスに在籍し続けるものとしします。

弁護士費用

IDEAに基づき提起された訴えや処理中の訴えについて、あなたが勝訴した（勝った）場合は、裁判所は、その裁量において弁護士費用の一部として合理的な費用をあなたに支給することができます。あなたが解決のための会議や調停のための会議に弁護士を同席させ、参加させることを決めた場合、あなたに請求された弁護士費用は公的機関からの返金もしくは補償の対象外となります。これは、解決のための会議と調停が、保護者と公的機関が問題を解決し、その解決策に合意することを意図して開催されるためであり、解決のための会議と調停のための会議に弁護士が参加することは、

訴訟を提起した当事者には、審査官が決定を下した日から民事訴訟を起こすまでに暦日30日が与えられます。

米国連邦地方裁判所は、紛争の数にかかわらず、IDEAの下で訴訟を提起する際の規定を定める権限があります。

いずれの当事者にとっても適切ではないと考えられるからです。

IDEAのPart Bに基づいた提訴やその処理また手続きにおいて裁判所は、その裁量において、以下の場合には、勝訴した州教育機関（公的機関）に対し、費用の一部として妥当な弁護士費用を裁定することができます。

1. 申し立てた苦情や訴訟の内容が、不誠実、理不尽、または根拠のないものであると裁判所が判断した場合
2. 訴訟内容が明らかに不誠実、理不尽、または根拠のないものであると判断されているのに訴訟を続けた場合。あるいは、あなたが適正手続き公聴会を請求したり、後の裁判が（ハラスメント目的など）なんらかの不適切な目的で訴訟提起されたりした場合は、不必要な遅延を発生させないため、もしくは訴訟費用や訴訟処理費用が不必要にかさむことを避けるため、IDEAに基づき提起された訴えや処理中の訴えについて裁判所が、その裁量において、勝訴した州教育機関や公的機関に対し、弁護士費用の一部として合理的な費用を支給することができる。

費用の支給

裁判所は、以下の条件を満たす場合、合理的な弁護士費用を支給します。

1. 料金は、提供するサービスの種類と質について訴訟や処理が発生した地域社会で一般的な相場に基づいた金額でなければならない支給する料金の計算には、ボーナスを加算したり乗算を使用したりしてはならない
2. 以下に該当する場合、IDEA Part Bに基づく訴訟や処理において、書面による和解案をあなたに提示した後に実施されたサービスについて弁護士費用は支給されず、関連費用も補償されません。
 - a. 和解案が連邦民事訴訟規則第68条（Rule 68 of the Federal Rules of Civil Procedure）に定められた期間内に作成されているか、処理が開始する暦日10日以上前のいずれかの時期に、適正手続き公聴会や州レベルのレビューを実施する場合
 - b. 和解案が暦日10日以内に受理されなかった場合
 - c. 裁判所または行政の審査官が、最終的にあなたの獲得した救済案があなたにとって和解案よりも有利ではないと判断した場合これらの規制に反してあなたが勝訴し、和解案の却下が実質的に正当化されている場合、弁護士費用と関連費用があなたに支給されます。
3. 行政手続きまたは裁判の結果として開催された会議を除き、IEPチームの会議に伴い発生する費用は支給されません。

また、「調停」の項目で説明した通り、調停の際に生じる費用も支給されることはありません。解決のための会議は、「解決の手順」の項目で説明した通り、行政裁判または訴訟の結果として開催された会議とはみなされず、これらの弁護士報酬規定の適用上、行政裁判または訴訟ともみなされません。

裁判所は、以下に該当する場合、必要に応じて、IDEA Part Bに基づく弁護士費用の支給額を減額します。

1. 訴訟または処理の過程において、あなたもしくはあなたの弁護士が紛争の最終的な解決を正当な理由なく遅らせた場合
2. 別途認可された弁護士費用の支給額がその弁護士と合理的に同等と考えられる技能・評判・経験を有しており、同等のサービスを行う弁護士費用を考慮した上でその地域コミュニティでの一般的な時給を大幅に超えている場合
3. 訴訟や処理の性質から考えて時間と法的支援サービスを利用し過ぎていると考えられる場合
4. 「適正な手続きに関する苦情」の項で説明した通り、適正な手続きの請求通知において、あなたの代理人である弁護士が公的機関に対して適切な情報を提供しなかった場合

ただし、公的機関が、訴訟や処理の最終的な解決を正当な理由なく遅らせたことを裁判所が発見した場合やIDEA Part Bに規定されている手続き上の保護措置に対する違反行為を行った場合、裁判所はあなたへの支給額を減額しません。

記録へのアクセス権

情報の機密性

保護者（または19歳以上の生徒）は、家族教育の権利とプライバシー法（FERPA）および教育上の権利保護や生徒と保護者のプライバシーに関する州法の下、自分の子どもの教育情報に関する権利が与えられています。FERPAと州法の下、生徒が19歳になると、その生徒の教育情報に関する保護者の権利は情報公開に同意する権利を含め、その生徒に移譲されます。

個人を特定できる情報（PII）

個人を特定できるとは、次の内容が含まれている情報を意味します。

1. お子様の氏名、保護者としてのあなたの氏名、またはお子様と保護者以外の家族の氏名
2. お子様の住所
3. 個人識別番号（お子様の社会保障番号または学籍番号など）
4. 合理的かつ確実にお子様を特定できると思われる個人的特徴やその他情報の一覧

保護者への通知

教育機関は、保護者に対して個人を特定できる情報の機密性に関し、以下の内容を余すことなく含んだものを提示する義務を負います。

1. 通知書について、州内の人種の母語で作成した範囲の説明
2. 個人を特定できる情報が保持されている生徒、求められている情報の種類、（情報を収集した情報源を含む）州が情報を収集する際に使用しようとしている方法、情報の用途についての説明
3. 個人を特定できる情報の保管、第三者への開示・保持・破棄について、参加している機関が遵守すべきポリシーと手続きの概要
4. （FERPAおよび34 CFR Part 99の施行規則の下での権利を含む）この情報に関して保護者と生徒の持つすべての権利の説明

特別支援教育および関連サービスが必要とする主要な行為として、生徒の特定、所在地の発見、評価するための主要な活動（「子供の確認（child find）」としても知られる）の前に、通知は新聞やその他メディア、またはその両方に発表されなければなりません。これらの行為については、州全体の保護者に通知するに十分な部数が発行される必要があります。

アクセス権

参加機関は、あなたに対してIDEAの下で収集・保持・使用された教育上の記録のうち、お子様に関連する情報を調査し、再検討する権利を付与しなければなりません。参加機関は、お子様の教育上の記録を調査・再検討したいというあなたの要求に対して不要な遅延なく応じなければなりません。これは、IEPに関する会議、または（懲罰処分に関連する公聴会を含む）公平な適正手続き公聴会または解決のための会議の前であり、かつあなたが要求してから暦日45日以内に行われなければなりません。

あなたが教育情報を調査および再検討する権利には、次の権利が含まれます。

1. 記録に関する説明と解釈の合理的な要求に対し、参加している機関からの回答を得る権利
2. あなたが教育の記録を調査および再検討する際に、その記録の写しがなければ効果的な調査および再検討が実施できない場合、参加している機関に対して記録の写しを請求する権利
3. 代理人に記録を調査および再検討させる権利

参加機関は、後見人の責任、別居、離婚などの問題について適用される州法の下であなたが権限を持たない旨の助言を受けない限り、あなたがお子様に関する記録を調査および再検討する権限を持つものとみなします。

破棄とは、物理的な破棄または情報から個人の識別子が消去されることにより、その情報から個人を特定できなくなることを意味します。

教育上の記録とは、34 CFR Part 99（家族教育の権利とプライバシー法（FERPA、1974、20 U.S.C. 1232g）の施行規制）の「教育情報」の定義の下で保護される記録の種類を意味します。

参加機関とは、個人を特定できる情報を保持または使用したり、IDEAに基づきそのような情報を入手したりする学校や機関、施設を指します。

アクセスの記録

参加している各機関は、当事者が収集・保持・IDEAの下での使用を目的に教育情報にアクセスする権限を付与した記録（保護者や参加している機関で相当の権限を持つ職員によるアクセスを除く）を保持しなければなりません。これには、当事者の氏名、アクセスが許可された日付、その当事者が記録を使用することを許可された目的が含まれます。

複数人の生徒の記録

教育情報に複数人の生徒に関する情報が含まれる場合、該当の生徒の保護者は、自身の子どもに関連する情報のみを検査および再検討する権利またはその特定の情報に関して知らされる権利を有しています。

情報の種類と場所を記載した一覧

各参加機関は、要求に応じて機関が収集・保持・使用する教育情報の種類と場所を記載した一覧をあなたに提供しなければなりません。

各種手数料

参加機関は、IDEAに基づく記録の写しの発行に対して手数料を請求することができますが、それは、その手数料の請求があなたの有する教育記録の閲覧・確認という権利の行使を妨げない場合に限られます。参加機関は、IDEAの下で情報を検索もしくは取得する際に手数料を請求することはできません。

保護者の請求に基づく記録の修正

収集、保持、IDEAの下で使用された教育情報に記載されているお子様に関する情報が正確でなかったり、誤解を招くものだったり、お子様のプライバシーや権利を侵害すると考えられる場合、あなたは、各参加機関に対して情報の変更を請求することができます。参加機関は、あなたの請求に応じて、この請求を受領してから合理的な期間内に情報を変更するかどうかを決定しなければなりません。参加機関があなたの請求に応じて情報の変更を拒否する場合、「公聴会を開催する機会」の項で説明した通り、あなたに対して拒否の旨の通知とあなたの権利についての助言を行う必要があります。

公聴会を開催する機会

参加機関は、請求に応じてあなたがお子様に関する教育情報に記載されている情報への異議申し立てを行い、その情報が正確でなかったり、誤解を招くものだったり、プライバシーやお子様の権利を侵害するかどうかを判断するための公聴会を開催する機会を設けなければなりません。

公聴会の手続き

教育情報に記載されている情報に対する異議申し立ての目的の公聴会は、教育上の権利保護（Protection of Educational Rights）や生徒と保護者のプライバシー（Privacy of Students and Parents）に関するFERPAに基づき、所定の手続きに従って開催されなければなりません。

公聴会の結果

参加機関は、公聴会の結果として、その情報が正確でなかったり、誤解を招くものだったり、プライバシーやお子様の権利を侵害すると判断した場合、その情報を適切な内容に変更し、あなたに書面で通知しなければなりません。

参加機関は、公聴会の結果、その情報が正確でなかったり、誤解を招くものだったり、お子様のプライバシーや権利を侵害すると判断した場合、あなたに、お子様について管理する記録への情報に対する注釈を記載するか、参加機関の決定にあなたが同意しない理由を記載する権利を通知しなければなりません。

お子様の記録に前記の説明を記載する際は、下記を満たす必要があります。

1. 記録または紛争中の部分が参加機関により保持されている限り、お子様の記録の一部として参加している機関がそれらを保持すること
2. 参加機関がお子様の記録が異議申し立てのあった情報を別の当事者に開示する場合、前記の説明もその当事者に開示すること

各参加機関は、IDEAに基づき発行した記録の写しについて、あなたに対して手数料を請求することができます。

個人を特定できる情報の開示に対する同意

個人を特定できる情報について、その情報が教育情報に含まれず、FERPAに基づく保護者の同意なしに作成されていない限り、参加している機関の職員以外の当事者に開示する前にあなたの同意を得なければなりません。以下に示す特別な状況下を除き、参加機関の職員にIDEAの要件を満たす目的で個人を特定できる情報を公表する以前の段階は、あなたの同意を得る必要がありません。

翻訳サービスの提供またはその報酬の支払いのために個人を特定できる情報を公的機関に公開する以前の段階では、あなたの同意もしくは州法の下で成年に達した、適格な生徒の同意を得る必要があります。

保護措置

各参加機関は、収集・保管・開示・破棄の段階では、個人を特定できる情報の機密性を守らなければなりません。

個人を特定できる情報の機密性保持には、各参加機関につき1名の職員がその責任を負います。

個人を特定できる情報を収集または使用する者は、IDEAおよびFERPAに基づく機密性に関する州の方針や手続きについての研修や指導を受けなければなりません。

各参加機関は、一般公開の際に現時点で該当する機関において個人を特定できる情報にアクセスする権限を持つ従業員の氏名と役職一覧を保持しなければなりません。

情報の破棄

公的機関は、収集、保持、IDEAの下で使用された個人を特定できる情報が、お子様に教育サービスを提供に不要になった際、あなたに通知しなければなりません。

その情報は、あなたの要求に基づいて破棄されるものとします。ただし、お子様の氏名・住所・電話番号・学年・出席記録・出席した授業・修了した学年・修了した年度に関する恒久的な記録の保持には期限を設けません。

教育機関は、あなたの請求に基づき、記録を破棄する前にも教育情報へのアクセス権をあなたに与えなければなりません。

お子様の権利

権利の移譲

省は、子どもの年齢や障害の種類や程度を考慮した上で、子どもに保護者に与えられたものと同等のプライバシー権をどの程度与えるかについて、事実上、その方針と手続きを定めています。

34 CFR 99.5(a)のFERPAに定められた規則の下、教育情報に関する保護者の権利は、生徒が19歳になった時点でその生徒に移譲されます

IDEAに基づいて保護者に与えられた権利は、34 C.F.R. § 300.520に定められた通り、成人に達した生徒に移譲され、教育情報に関する権利も34 C.F.R. §§ 300.613 から 300.624に定められた通り、その生徒に移譲されなければなりません。ただし、公的機関は、該当する法の第615項の下で定められた通り、権利の移譲が発生した生徒と保護者に対して何らかの通知を提供しなければなりません。

無償で通学できる公立学校が係争中であるために、保護者が障害を持つ子どもを私立学校に入学させなければならない場合

公的機関がお子様をFAPEを受けさせる準備を整え、あなたがお子様を私立学校・私立施設に入学させることを選択した場合、IDEAは公的機関に対し、障害を持つお子様がその私立学校や私立施設で受ける教育（特別支援教育および関連サービス含む）にかかる費用を負担することを求めません。

公的機関は、あなたの請求に基づき、記録を破棄する前に教育情報へのアクセス権をあなたに与えなければなりません。

参加機関とは、個人を特定できる情報を保持または使用したり、IDEAに基づきそのような情報を入手したりする学校や機関、施設を指します。

ただし、公的機関は、34 C.F.R. § § 300.131 ~300.144に基づく、保護者の判断で私立学校に入学した生徒に関するIDEAの規定の下、お子様をそのニーズに対応できる集団に加えなければなりません。

私立学校の入学費用の返金

お子様が以前、公的機関の権限の下で特別支援教育および関連サービスを受けており、公的機関の同意または紹介なくあなたがお子様を私立の保育園、小学校、中学校に入学させることを決めた場合、裁判所もしくは審査官は、当該私立学校への入学よりも前の時点の適切な時期にFAPEを利用するための準備を公立学校が怠っており、私立学校への入学が適切だったと判断すれば、公的機関に対して私立学校の入学費用を返金するよう求めることができます。審査官もしくは裁判所は、公的機関の提供する教育に適用される州の基準を満たす入学ではなかったとしても、その学校への入学が適切であったと判断することがあります。

私立学校に在籍し続ける生徒について審査官は適切なクラス分けをしますが、これは私立学校が生徒のFAPEを規定するため、公的機関の責任の下で試験を行うことを認める場合を除きます。

返金上限

前段で説明した費用の返金には減額または却下される場合があります。

- 次に該当する場合です。
 - あなたがお子様を公立学校から転校させる前に参加した直近のIEP面談において、あなたがIEPチームに懸念事項を知らせなかったり、私立学校にお子様を公費で入学させる意思を含む、公的機関がお子様へFAPEを受けさせるために提案したクラス分けを拒否する旨を知らせなかったりした場合
 - あなたがお子様を公立学校から転校させる日から少なくとも10業務日前までに、その情報を記載した書面通知を公的機関に提示しなかった場合
- お子様を公立学校から転校させる前に、公的機関が（その試験に適切かつ合理的な目的があることを示す記述を含む）お子様に試験を実施したい旨を記載した書面の事前通知を提供したにも関わらず、お子様に試験を受けさせなかった場合
- 裁判所があなたの行為を不当と判断した場合

ただし、費用の返金については、

- 次の場合に該当すれば、通知が提供されなくとも減額または却下されることはありません。
 - 学校があなたの通知の提供を妨害した場合
 - 上記に説明されている通知提供の義務について、あなたが知らされていなかった場合
 - 前述の条件を満たすことで、お子様に物理的な危害が及ぶと考えられる場合
- 次の場合に該当すれば、裁判所もしくは審査官の指示の下、必要な通知を提供しなくとも、返金額が減額または却下されることはありません。
 - あなたが英語の読み書きができない場合
 - 前述の条件を満たすことで、お子様に精神的に深刻な危害が及ぶと考えられる場合

懲罰

教職員の権限

教職員は、障害を持ち、生徒行動規範に違反した生徒にとって、懲罰に関する以下の要件に則って実施されたクラス替えが適切であるかどうかを判断する際、個別の特別な状況を考慮することができます。

教職員は、その判断について、障害のない生徒に取るものと同等の範囲で対応し、障害を持ち、生徒行動規範に違反した生徒を最大10授業日以内に現在のクラスから除籍し、代替教育環境や別の環境への移動、または停学に処します。

障害を持つ生徒が、同年度中に現在のクラスから合計10授業日間隔離されると、その年度内に隔離させられた日数分、「サービス」の項で定められた要件の範囲内でのサービスを提供します。現在のクラスからの隔離が同年度中に累積または連続して授業日10日間を超えると、クラス変更の対象となります（「懲罰による隔離を理由としたクラス変更」を参照のこと）。

追加の権限

行動規範に違反した生徒の行動が、その生徒の障害による症状（「症状の認定」の項を参照のこと）によってではなく、懲罰による隔離が連続または累積して10授業日を超えた場合において教職員は、障害のない生徒と同じ方法かつ同じ期間、その障害のある生徒に懲罰手続きを適用することができます。ただし、学校は、サービスに記載されているとおりにその生徒にサービスを提供しなければなりません。その生徒を担当するIEPチームは、それに該当するサービスの代替教育環境を決定します。

サービス

公的機関は、その年度内で現在のクラスからの隔離が10日授業日以下だった生徒については、障害の有無にかかわらずサービスを提供することができます。該当する生徒には、代替教育の選択肢（宿題・プロジェクト・課題など）や代替教育環境でのサービスが提供されます。

障害を持つ生徒が、同年度中に現在のクラスから10授業日以上隔離され、この生徒の行動が自身の障害の症状（「症状の決定」の項を参照のこと）によるものでない場合、または特別な事情（「特別な事情」の項を参照のこと）で隔離された場合、次のことを実施しなければなりません。

1. 生徒のIEPが設定した目標の達成のため、通常の教育カリキュラムに参加し続けることができるよう、（代替教育環境のような）別の環境にあったとしても（FAPEを利用できる）教育上のサービスを継続して受けさせる
2. 必要に応じて、違反行動を繰り返さないよう設計された機能的行動評価（Functional Behavioral Assessment）と行動介入・修正サービスを受け、違反行動が再び発生しないようにする

障害を持つ生徒が、同年度中に現在のクラスから10授業日隔離された後、現在の隔離が連続して10授業日間またはそれ以下だった場合かつ隔離がクラス替えによって起きたものではなかった場合（クラス替えの定義は以下を参照のこと）、

教職員は、生徒の担任のうち少なくとも1人と面談を行い、該当の生徒が別の環境下においても通常の教育カリキュラムに参加させ続け、当該生徒のIEPに設定された目標を達成するために必要なサービスの範囲を決定します。

隔離がクラス替えだった場合（「懲罰による隔離を理由としたクラス変更」を参照のこと）、該当の生徒を担当するIEPチームは、この生徒が（代替教育環境など）別の環境下にあったとしても通常の教育カリキュラムに参加させ続け、

教職員は、学校の生徒行動規範に違反している障害のある生徒に対してクラス替えが適切であるかどうかを決定する際に、個別の特別な事情を考慮することができます。

当該生徒のIEPに設定された目標達成に必要なサービスの範囲を決定します。

同年度中の隔離が累積して10授業日を超え、かつこれが重大な隔離であった場合、教職員は、少なくとも生徒の担任のうち1人と面談を行い、当該生徒が別の環境下においても通常の教育カリキュラムに参加させ続け、その生徒のIEPに設定されている目標を達成するのに必要なサービスの範囲を決定します。

症状の決定

重大な隔離を除き、生徒行動機関の違反を理由に障害を持つ生徒のクラス変更の決定が10授業日以内に下されると、公的機関、あなた、IEPチーム関連メンバーは、その生徒の記録に記載されているすべての関連情報（その生徒のIEP、教師による観察所見、その他あなたが提供した関連情報を含む）を再検討し、次のことを判断しなければなりません。

1. 問題行動が生徒の障害により引き起こされている、または生徒の障害との直接の関係や実質的な関係があるかどうか
2. 問題行動が公的機関のIEPの実施における過失と直接関係しているかどうか

公的機関、あなた、当該生徒のIEPチーム関連メンバーは、その生徒がこれらの条件のいずれかを満たしていると判断した場合、その行動が生徒の障害の症状に起因するものと決定します。

LEA（教育機関）は、公的機関、あなた、当該生徒のIEPチーム関連メンバーが、問題行動が公的機関のIEPの実施における過失と直接関係していると判断した場合、直ちにそれらの欠陥を救済する措置をとらなければなりません。

公的機関、あなた、IEPチーム関連メンバーが、生徒の行動は障害の症状に起因するものであると判断した場合、IEPチームは以下のいずれかの対応をとらなければなりません。

1. 機能的行動評価を実施し、当該生徒への行動介入計画を採用する（ただしこれは、公的機関が問題行動以前に機能的行動評価を実施した結果、それがクラス変更の根拠となった場合を除く）
2. 行動介入計画がすでに作成されていた場合、それを必要に応じて見直し・修正した上で問題行動に対処する

以下「特別な事情」で説明した場合を除き、公的機関はお子様を隔離元のクラスに戻さなければなりません。ただ、あなたと公的機関が行動介入計画の修正の一環としてクラス変更に同意した場合はその限りではありません。

特別な事情

以下に該当する場合、教職員は、問題行動がお子様の障害の症状に起因するかどうかに関わらずお子様を隔離し、最大で45授業日、お子様を代替教育環境に移行することができます。

1. 武器（定義は右記のとおり）を所持して学校に登校した、学校・学校教育施設・公的機関管轄下の学校施設で武器を所持していた
2. 学校・学校教育施設・公的機関管轄下の学校施設において、違法薬物（定義は右記のとおり）を故意に所持もしくは使用した、規制物質（定義は右記の通り）を販売もしくは販売の要求をした
3. 学校・学校教育施設・公的機関管轄下学校施設において、相手に深刻な人身傷害（定義は右記の通り）を負わせた

通知

公的機関は、生徒行動規範の違反を理由にお子様のクラス変更となる隔離を決定した日に、あなたに対しこの決定を通知し、手続上の保護措置を行なったという旨の通知書を渡さなければなりません。

規制物質とは、規制物質法（21 U. S. C. 812(c)）第202(c)項スケジュールI、II、III、IV、Vで指定されている薬物またはその他物質を指します。

違法薬物とは、専門資格を持つ医療従事者の管理下で合法的に所持もしくは使用されているか、該当する法令、その他州法の規制の下で専門資格を持つ医療従事者以外に権限を有する者の管理下で合法的に所持もしくは使用されているもの以外の規制物質を指します。

深刻な人身傷害は、合衆国法典第18編1365条(h)の第(3)段落に定義された「深刻な人身傷害（Serious Bodily Injury）」が該当します。

武器は、合衆国法典第18編930条第1条(g)の第(2)段落で定義されている「危険な武器（dangerous weapon）」が該当します。

懲罰による隔離を理由としたクラス変更

以下の場合、障害を持つお子様を現在の教育上のクラスから隔離することは、クラス変更に該当します。

1. 連続して10授業日以上隔離されている
2. 同年度内の隔離日数の合計が10授業日以上になった

環境の決定

IEPチームは、「追加の権限」と「特別な事情」の項に基づいて、クラスの変更および隔離という代替教育環境を決定します。

適正な手続き（簡易版）

あなたは、以下に同意しない場合、適正な手続きに関する苦情を簡易的に申し立て、適正手続き公聴会を請求することができます（「適正手続きに関する苦情申し立ての手順」の項を参照のこと）。

1. これらの懲罰条項に基づき下されたクラスの決定
2. 症状の決定が「症状の決定」の項で説明された内容に基づいている

公的機関は、現在のクラスを維持することであなたのお子様または他の子どもに事実上の損害を与える可能性があると考えられる場合、適正な手続きに関する苦情を簡易的に申し立て、適正手続き公聴会の開催を請求することができます。

審査官の権限

「公平な審査官」の項で説明した要件を満たす審査官は、適正手続き公聴会を実施し、決定を下さなければなりません。審査官の権限の下、以下の対応が可能です。

1. 審査官が隔離は「教職員の権限」の項に定められた要件に違反すると判断した場合、またはお子様の行動が障害の症状に起因するものであると判断した場合、障害を持つお子様を隔離元のクラスに復帰させること
2. 審査官が現在のクラスを維持することで、あなたのお子様または他の子どもに事実上の損害を与える可能性があると考えられる場合、現在の障害を持つお子様のクラス変更を指示し、最大授業日45日までの間、適切な代替教育環境に移行させること

これらの公聴会の手続きは、公的機関がお子様を元のクラスに復帰させることであなたのお子様または他の子どもに事実上の損害を与える可能性があると考えられる場合、繰り返し実施することができます。

あなたもしくは公的機関が公聴会を請求するために適正手続きに関する苦情を申し立てるときはいつでも、「適正手続きに関する苦情」と「適正手続きに関する苦情の公聴会」の項で説明された要件を満たす公聴会を開催しなければなりません。それは次の場合を除きます。

1. 公的機関が、請求を受けた日から20授業日以内に簡易的な公聴会を開催し、この公聴会を開催してから10授業日以内に決定を下さなければいけない場合
2. あなたと公的機関が会議を非開催とすることまたは調停制度を利用することに書面で同意していない状況で、解決のための会議を適正手続きに関する苦情の通知を受領してから暦日7日以内に開催しなければならない場合適正手続きに関する苦情を受領してから暦日15日以内に、双方の満足する結果で解決しなければ、公聴会を進めることができます。
3. 証拠の開示と評価の予定期間は5業務日未満に行うものとし、この予定期間は公聴会の事前協議において審査官が設定しなければなりません。

あなたもしくは公的機関は、他の適正手続き公聴会における決定と同様の方法（「上告」の項を参照のこと）で、簡易版適正手続き公聴会における決定に異議を申し立てることができます。

簡易版適正手続きを行っている間のクラス分け

あなたもしくは公的機関が懲罰処分に関連する適正手続きへの苦情を申し立てた場合、審査官の決定が下されるまで、または「教職員の権限」の項で説明した期間内に提示された隔離期間が満了するまで、このどちらか先に発生した方の期間が、（あなたと公的機関が別途同意しない限り）お子様は代替教育環境に留まらなければなりません。

あなたもしくは公的機関は、適正手続き公聴会と同じ方法を用いて、簡易的に開催された適正手続き公聴会の決定に対して異議を申し立てることができます。

特別支援教育および関連サービスを受ける資格をまだ有していない生徒の保護

お子様が特別支援教育および関連サービスを受ける資格を有していないと判断されており、生徒行動規範に違反したことがあるものの、お子様が懲罰処分を受ける行動を起こす前に障害を持つ生徒であったことを公的機関が知っていた場合、お子様は、本通知書に説明されている保護措置の内のいずれかを主張することができます。

以下に該当する場合、公的機関はお子様が悪罰処分を受ける行動を起こす以前御段階で、障害を持つ生徒であったことを知っていたものとみなされます。

1. お子様の学校の監督者や管理担当者もしくはお子様の担任教師に対して、あなたが書面で特別支援教育および関連サービスを受ける資格の必要であるとの懸念を示していた場合
2. IDEAに基づく特別支援教育および関連サービスの認定に関する評価をあなたが要求していた場合
3. お子様の学校の監督者や管理担当者もしくはLEAの他の監督者に対し、お子様の担任教師やその他公的機関の担当がお子様の行動パターンに関する懸念を具体的に示していた場合

例外

以下の場合、公的機関はその事実を知っていたとはみなされません。

1. あなたがお子様へ評価を受けさせなかった、または特別支援教育サービスを受けさせることを拒否した
2. お子様はIDEAに基づき障害を持つ生徒として評価および判断されたことがある

基本知識がない場合に適用される条件

お子様に対して懲罰処分を行う以前の時点で、公的機関が、お子様が障害を持つ生徒と知らなかった場合、「懲罰処分に関する基本知識」と「例外」の項で説明している通り、お子様は、障害のない生徒が同等の行動を行った際に適用される懲罰処分の対象となります。

ただし、お子様が懲罰処分の対象となる期間中に評価が請求された場合は、簡易的に評価を実施しなければなりません。

お子様は、評価が完了するまで学校当局が決めた教育上のクラスに在籍し続けますが、これには教育サービスを受けられない停学や除籍が含まれることがあります。

お子様が障害を持つ生徒であると判断された場合、公的機関は、公的機関の実施した評価の情報とあなたが提供した情報の双方を考慮した上で、IDEAに基づいた（前述の懲罰要件を含む）特別支援教育および関連サービスを提供しなければなりません。

法執行機関および司法当局への照会と措置

IDEAは以下のことは行いません。

1. 機関が障害を持つ生徒の犯した犯罪を適切な当局に通報するのを禁ずること
2. 法執行機関と司法当局が、障害を持つ生徒の犯した犯罪に適用される連邦法・州法に則った責務を果たそうとするのを妨害すること

記録の転送

LEAが障害を持つ生徒の犯した犯罪を報告する場合、LEAは次のように対応いたします。

1. その機関が犯罪を報告した当局に対し、判断する際の要素として、当該生徒の特別支援教育および懲罰の記録の写しを転送する
2. 当該生徒の特別支援教育および懲罰の記録の写しをFERPAの認可した相手先にのみ転送する

お子様が障害を持つ生徒であると判断された場合、公的機関は、IDEAに基づく（懲罰要件を含む）特別支援教育および関連サービスを提供しなければなりません。



特別支援教育サービス · アラバマ州教育省 PO Box 302101
· Montgomery, AL 36130-2101 · (334) 694-4782 · speced@alsde.edu